

## 2 清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正等について

# 酒類に係る表示基準の見直しの方向性について

- 国内外の消費者にとっての分かりやすさや日本産酒類のブランド価値の向上、及び日本産酒類の輸出環境整備の観点から、酒類の表示制度について次の見直しを検討。
  - ◆ 清酒の製法品質表示基準について、製造時期や受賞記述の表示方法等の改善
  - ◆ JAS法改正を前提に、酒類業組合法に基づく酒類における有機の表示基準を廃止

## 清酒の製法品質表示基準



### ◎ 製造時期表示

商品性等に応じて多様な時期表示ができるよう、必要記載事項から任意記載事項に変更。(コーデックス規格(国際規格)や食品表示基準に沿う見直し)

### ◎ 受賞記述表示

公的機関以外の機関から付与された賞の表示を可能とする。

### ◎ その他(複合表示等)

「生原酒」、「生貯蔵原酒」など原酒、生酒、生貯蔵酒、樽酒の用語を複合して用いることができることを明確化することを含め、取扱通達の見直しを実施。

## 酒類における有機の表示基準



### ◎ JAS法の改正

- ・ JAS法を改正しJAS規格の対象に有機酒類を追加。これに併せて、現行の酒類における有機の表示基準(告示)を廃止。
- ・ 有機表示制度の移管に伴い、JAS法を財務省と農林水産省との共管法に変更。

⇒ 有機認証の同等性交渉を加速し、有機酒類の輸出の拡大を図る。

※ 諸外国の多くでは、有機認証を受けなければ「有機」と表示不可。一方、国家間で「有機同等性」が認められれば、日本での有機認証をもって相手国で有機表示が可能。

# 清酒の製法品質表示基準の一部改正について

- 清酒の製法品質表示基準(平成元年国税庁告示第8号)は、酒類業組合法(昭和28年法律第7号)の規定に基づき平成元年11月に制定(平成2年4月適用)。
- 当該基準では、消費者利益の保護の観点から特定名称を表示するのにふさわしい製法品質の確保と表示の適正化を図るため、特定名称表示の要件を規定するほか、清酒全般における必要表示事項等を規定。
- 国内外の消費者にとっての分かりやすさや日本酒のブランド価値向上の観点から、以下の事項(赤枠)について必要な見直しを実施。

## 特定名称表示

- ・ 吟醸酒
- ・ 純米酒
- ・ 本醸造

等

## 必要記載事項

- ・ 原材料名
- ・ 製造時期
- ・ 保存又は飲用上の注意事項
- ・ 原産国名
- ・ 外国産清酒を使用したものの表示

## 任意記載事項

- ・ 原料米の品種名
- ・ 清酒の産地名
- ・ 貯蔵年数

- ・ 原酒
- ・ 生酒
- ・ 生貯蔵酒
- ・ 生一本
- ・ 樽酒

- ・ 受賞の記述 等

## 表示禁止事項

- ・ 製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語
- ・ 官公庁御用達又はこれに類似する用語
- ・ 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語



## 製造時期表示の改正

- ・ 製造時期表示について、食品の国際規格であるコーデックス規格や食品表示基準に沿って、必要記載事項から任意記載事項に変更。
- ・ 現行の製造時期表示の取扱い(原則として容器詰めした年月表示)に代えて、商品特性に応じた日付表示(出荷等の時期)を可能とする。

(注)具体的な日付表示は、日本酒造組合中央会において明確化。

## 受賞記述表示の改正

- ・ 現行の受賞の記述表示の取扱い(公的機関から付与された賞に限り受賞機関及び受賞年の表示可)を廃止し、公的機関以外の機関から付与された賞の表示を可能とする。
- ・ 食品表示基準に倣い、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語を表示の禁止事項に追加。

## その他の改正(通達)

- ・ 上記のほか、「生原酒」、「生貯蔵原酒」など原酒、生酒、生貯蔵酒、樽酒の用語を複合して用いることを可能とする等、取扱通達において関係規定の見直しを実施。

※ 令和5年1月1日から適用。適用日前に移出等した清酒について、必要な経過措置を設ける。

# 「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>清酒の製法品質表示基準</b></p> <p><b>(特定名称の清酒の表示)</b></p> <p>1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米の<u>でん粉</u>を糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合(白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。)が、15%以上のものに限るものとする。</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p><b>(必要記載事項の表示)</b></p> <p>3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>清酒の製法品質表示基準</b></p> <p><b>(特定名称の清酒の表示)</b></p> <p>1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米の<u>でんぷん</u>を糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合(白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。)が、15%以上のものに限るものとする。</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p><b>(記載事項の表示)</b></p> <p>3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>製造時期</u>  <u>当該清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、次のいずれかの方法で表示する。</u>  <u>ただし、第5項に掲げる貯蔵年数を表示するもの</u>  <u>にあつては、製造時期に代えて製造場から移出した時期を表示すること、また、保税地域から引き</u></p>

# 「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 保存又は飲用上の注意事項 製成後一切加熱処理をしないで製造場から移出する清酒には、<u>保存又は飲用上の注意事項</u>を表示する。</p> <p>(3) 原産国名 <u>保税地域（関税法（昭和29年法律第61号）第29条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取る清酒（酒税法第28条の3第1項（未納税引取）の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除くものとし、当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。）には、当該清酒の原産国名を関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第1項（輸出申告の手続）に規定する輸入申告書に記載する原産地名をもって表示する。</u> この場合において、原産国名に続けて当該清酒の生産地名を表示することとしても差し支えない。</p>	<p><u>取る清酒（酒税法第28条の3第1項（未納税引取）の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。以下同じ。）で、製造時期が不明なものにあつては、製造時期に代えて輸入年月（関税法（昭和29年法律第61号）第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。）を「輸入年月」の文字の後に表示することとして差し支えない。</u></p> <p>イ 製造年月 <u>令和元年5月</u> ロ 製造年月 <u>1. 5</u> ハ 製造年月 <u>2019. 5</u> ニ 製造年月 <u>19. 5</u></p> <p>(3) 保存又は飲用上の注意事項 製成後一切加熱処理をしないで製造場から移出する清酒には、<u>保存若しくは飲用上の注意事項</u>を表示する。</p> <p>(4) 原産国名 保税地域から引き取る清酒（当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。）には、当該清酒の原産国名を関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第1項に規定する輸入申告書に記載する原産地名をもって表示する。 この場合において、原産国名に続けて当該清酒の生産地名を表示することとしても差し支えない。</p>

# 「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 外国産清酒を使用したものの表示 国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。なお、使用割合は、<u>10%の幅をもって表示することとして差し支えない。</u></p> <p>4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明瞭に表示するものとし、表示に使用する文字は、8ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいう。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>（任意記載事項の表示）</p> <p>5 次の各号に掲げる事項を清酒の容器又は包装に表示する場合は、それぞれ当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 原料米の品種名 原料米の品種名は、当該原料米の使用割合（当該清酒の製造に使用した原料米の総使用量に占める割合をいう。以下同じ。）が<u>50%を超える場合</u>（複数の原料米の品種名を表示するときは、当該複数の原料米の合計の使用割合が<u>50%を超える場合</u>）に表示できるものとし、表示に当たっては、<u>当該原料米の使用割合を併せて表示するものとする。</u></p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(5) 外国産清酒を使用したものの表示 国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。なお、使用割合は、<u>10%の幅をもって表示することとして差し支えない。</u></p> <p>4 (同左)</p> <p>（任意記載事項の表示）</p> <p>5 次の各号に掲げる事項を清酒の容器又は包装に表示する場合は、それぞれ当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 原料米の品種名 原料米の品種名は、当該原料米の使用割合（当該清酒の製造に使用した原料米の総使用量に占める割合をいう。以下同じ。）が<u>50%を超える場合</u>（複数の原料米の品種名を表示するときは、当該複数の原料米の合計の使用割合が<u>50%を超える場合</u>）に表示できるものとし、表示に<u>あ</u>たっては、<u>当該原料米の使用割合を併せて表示するものとする。</u></p> <p>(2) (同左)</p>



# 「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 貯蔵年数 貯蔵年数（清酒を貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの年数をいう。以下同じ。）は、1年未満の端数を切り捨てた年数により表示するものとし、貯蔵年数の異なるものを混和した清酒である場合は、<u>貯蔵年数の最も短い清酒の年数をもって表示するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(8) 樽酒 樽酒の用語は、木製の樽で貯蔵し、木香の付いた清酒（瓶その他の容器に詰め替えたものを含む。）である場合に表示できるものとする。</p> <p>(9) (省略) <u>(削除)</u></p>	<p>(3) 貯蔵年数 貯蔵年数（清酒を貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの年数をいう。）は、1年未満の端数を切り捨てた年数により表示するものとし、貯蔵年数の異なるものを混和した清酒である場合は、<u>当該年数の最も短い清酒の年数をもって表示するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(8) 樽酒 樽酒の用語は、木製の樽で貯蔵し、木香の付いた清酒（びんその他の容器に詰め替えたものを含む。）である場合に表示できるものとする。</p> <p>(9) (同左)</p> <p><u>(10) 受賞の記述</u> <u>受賞の記述は、公的機関（品質審査の実施方法が公開され、当該品質審査を毎年又は一定期間毎に継続して実施することとしている機関に限る。）から付与された賞である場合に、当該受賞した清酒と同一の貯蔵容器に収容されていた清酒について表示できるものとし、表示に当たっては、授賞機関及び受賞年を併せて表示するものとする。</u></p>
<p><u>(10) 製造時期の表示</u> <u>清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、製造時期であることを示す文字の後に表示するものとする。</u> <u>なお、製造時期の表示に当たっては、前項の規定に準じて行うものとし、保税地域から引き取る清酒（酒税法第28条の3第1項の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。）で製造時期が不明なものにあつては、製造時期に代えて輸入</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>



# 「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>年月（関税法第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。）を輸入年月であることを示す文字の後に表示するものとする。</u></p> <p><b>（表示禁止事項）</b></p> <p>6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この告示は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年12月31日以前に、酒類の製造場（酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域から引き取る清酒（同法第28条第1項、第28条の3第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は酒類の販売場から搬出する清酒の製法、品質に関する表示については、なお従前の例による。</u></p>	<p><b>（表示禁止事項）</b></p> <p>6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>官公庁御用達又はこれに類似する用語</u></p> <p>(3) (同左)</p>

# 今後のスケジュール

3月上旬～ 4月上旬	パブリックコメント
3月上旬～ 5月上旬	WTO／TBT通報 ※ WTO／TBT通報とは、WTO加盟国が、強制規格、任意規格といった基準認証制度の制定又は改正の際、WTO／TBT協定に基づきその原案をWTO事務局に通報し、加盟国からのコメントを受け付け、国際的な透明性を確保するための国際的な手続
6月下旬	清酒の製法品質表示基準の一部改正（告示）
7月～12月	【広報・周知】 ・清酒製造業者等に対する広報・周知
5年1月1日	施行

# 現行の酒類の有機表示制度の概要

## 制度の概要

酒類業組合法に基づく「酒類における有機の表示基準」に基づき有機農畜産物等を原料として使用し、一定の条件を満たした酒類について、酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」の表示を認める制度。

## 表示基準の主な内容

有機JAS制度に倣い、以下の条件を規定。

- JAS法に基づき格付けされた有機農畜産物等を95%以上使用
- 食品添加物は、承認されたもので、製造又は保存に必要な最小限度の量
- 製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法(加熱、冷却、発酵等)による等  
一定の条件(※) 等

※ 例えば、化学合成によるものではない

## その他

- ・ 認証制度がないことから、事業者の責任で有機等の表示が可能。
- ・ 有機JAS制度のような有機認証制度の同等性がないため、有機酒類を輸出する場合には、輸出先国における認証登録機関の認証を受ける必要。
- ・ 有機等の表示を行う際のマークはない。

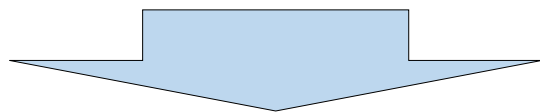
# 酒類と酒類以外の加工食品における有機表示制度の違い

	酒 類	酒類以外の加工食品
根 拠	酒類における有機の表示基準 (酒類業組合法に基づく国税庁告示)	有機加工食品の日本農林規格 (JAS法に基づく農林水産省告示)
チェック体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示基準に基づく自己チェック(事前)</li> <li>・酒類業組合法に基づく表示確認調査(事後)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3者である登録認証機関による 検査 (事前・定期的な検査)</li> </ul>
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証、検査に係る経済的負担なし</li> <li>・第3者による認証なし</li> <li>・輸出に際しては、輸出先国における登録認証機関の認証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証、検査に係る経済的負担あり</li> <li>・第3者による認証あり(有料)</li> <li>・輸出に際しては、輸出先国との有機認証制度の同等性の承認によりJAS規格のまま可能</li> </ul>

# 酒類における有機の表示基準の廃止及び重要基準の一部改正について

○ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和3年12月改訂)において、日本農林規格等に関する法律(JAS法)を改正し、有機JAS制度について次の見直しを行う方向性が示された。

- ◆ JAS規格の対象に「有機酒類」を追加する。
- ◆ JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉(同等性交渉)を進める。



## 改正事項 ①

JAS法改正を前提に、酒類業組合法第86条の6第2項に基づく現行の「酒類における有機の表示基準」(平成12年国税庁告示第7号)を廃止

## 改正事項 ②

有機表示基準の廃止に伴い、「酒類の表示の基準における重要基準」(平成15年国税庁告示第15号)(※)における有機表示基準に関する規定を削除

(※) 財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定めることができることとされている。

(注) 改正JAS法の公布後にパブリックコメント等の必要な手続を実施。

## JAS法の改正及びその目的・効果

- ・ JAS法を改正しJAS規格の対象に「有機酒類」を追加。これに併せて、現行の「酒類における有機の表示基準」(告示)を改正JAS法の施行日をもって廃止。
- ・ JAS法への酒類の有機表示制度の移管に伴い、同法を財務省と農林水産省の共管法に変更。
  - 有機認証の同等性交渉を加速し、有機酒類の輸出の拡大を図る。
  - 諸外国の多くでは、有機認証を受けなければ「有機」と表示不可。一方、国家間で「有機同等性」が認められれば、日本での有機認証をもって相手国で有機表示が可能。

JAS制度と同等の制度を有する国・地域(令和3年3月時点) 農林水産省ホームページより抜粋

○ 有機加工食品(有機農産物加工食品のみの場合を含む。)についてJAS規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国・地域

アメリカ合衆国・オーストラリア・カナダ・スイス・アルゼンチン・英国・ニュージーランド・EU・台湾※

※ 台湾は、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取り決めを踏まえたもの。

## 経過措置

- ・ JAS法への酒類の有機表示制度の移管に伴い、一定の期間、酒類の製造場から移出(国内流通)し、又は保税地域から輸入する酒類について、従前の表示制度の適用を可能とする等の経過措置を設ける。

※ 廃止前の告示で定める食品添加物・薬剤の扱いについては、新JAS規格に定めるところに準ずるものとする。



# (参考資料1) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(抜粋)

令和2年12月15日(令和3年12月24日改訂)  
農林水産業・地域の活力創造本部決定

## 3. 基本的な考え方に基づく具体的施策

### (3) 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

#### ② 輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- 世界的にオーガニックなどの持続性に配慮した食品の需要が高まっており、令和3年5月に決定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大し、有機製品の供給を増大する。
- また、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加する方向で検討するとともに、JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉(同等性交渉)を進める。

### (4) 新たな取組を実現するための法制度の見直し

#### ① 輸出促進法等の改正

- JAS法を改正し、以下の内容を措置することを検討。
  - ・ JAS規格の制定の対象に有機酒類を追加し、同等性の承認を活用した有機酒類の輸出を拡大する。
  - ・ 認定農林水産物・食品輸出促進団体(仮称)が同等性認証の交渉を求めた場合の国の責務を明確化する。
  - ・ 外国政府に予め登録された登録認証機関に対し、事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関から提供される仕組みを導入する。

# (参考資料2) 有機酒類の出荷状況等について

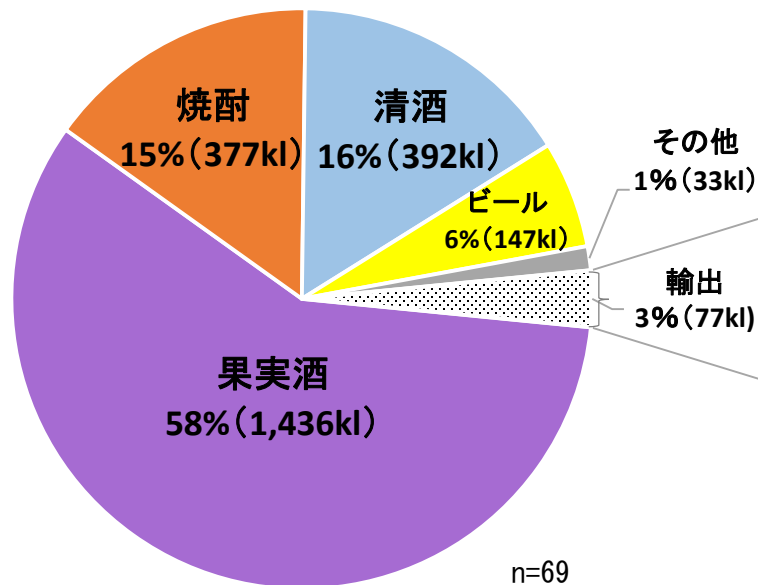
- 有機酒類の総出荷数量(令和元年分)は、約2,500キロリットル(国内総製成数量の1%未満)。総出荷数量のうち、輸出分については9割超が清酒という状況。
- 国家間で「有機同等性」が認められれば、自国の有機認証を相手国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能となるため、輸出数量の拡大が期待できる。

## ■ 酒類製造者の有機酒類の出荷状況

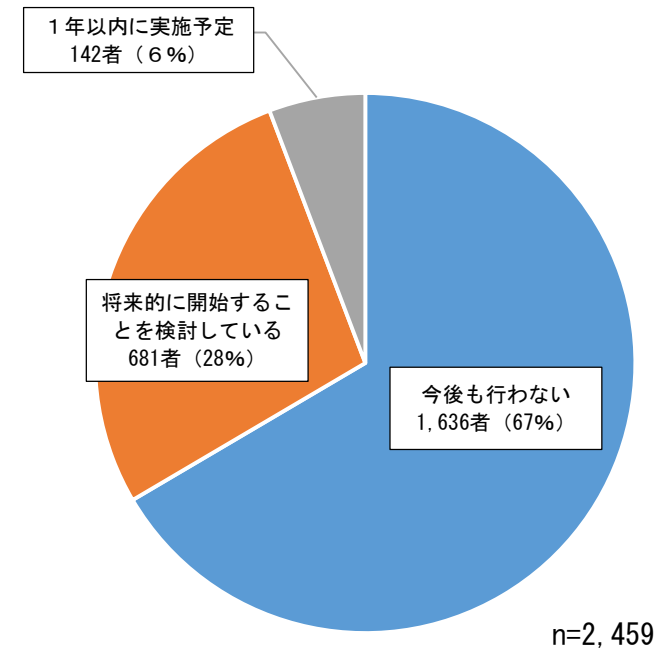
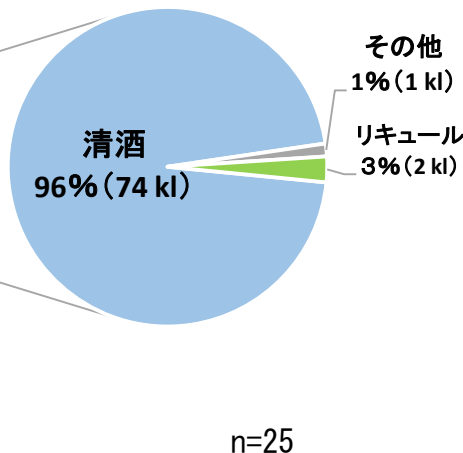
(参考)輸出に関する事業者アンケート(※)

※ 調査対象期間中に輸出を行っていない事業者

総出荷数量(2,462KL)



左記のうち輸出分(77KL)



(出典) 国税庁「令和2年酒類業実態調査」の個票データより作成(調査対象期間:平成31年1月~令和元年12月)。

(注) 1. 有機酒類の数量は、アンケート調査により回答のあった酒類製造者の出荷状況を基にしており、有機酒類の全数量ではない。

2. 有機酒類の数量には、有機輸入酒類は含まれていない。

# 「酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件」(案)

## ○ 酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件（令和4年国税庁告示第●号）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第●●●号。）【仮称】の一部施行に伴い、酒類における有機の表示基準を定める件（平成12年国税庁告示第7号。以下「酒類における有機の表示基準」という。）は、廃止する。

令和4年●月●日

国税庁長官 大鹿行宏

### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律第1条第●号に定める日（以下「改正法施行日」という。）から施行する。

※ 経過措置の内容については、改正JAS法等の規定の内容を踏まえ、今後検討

# 「酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部改正」(案)

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>酒類の表示の基準における重要基準</b></p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の7及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）第20条第1項の規定に基づき、同法第86条の6第1項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものを次の各号に掲げるとおり定めたので告示する。</p> <p>一・二 （省略） <u>（削除）</u></p> <p><u>三</u> （省略） <u>四</u> （省略）</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この告示は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第●●●号）第1条第●号に定める日から施行する。</u></p> <p>※ 経過措置の内容については、改正 J A S 法の規定等の内容を踏まえ、今後検討</p>	<p style="text-align: center;"><b>酒類の表示の基準における重要基準</b></p> <p>（同左）</p> <p>一・二 （同左） <u>三 酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号）第1項、第2項（第4号口を除く。）、第3項及び第5項（第1号ハ及び第2号ハを除く。）</u> <u>四</u> （同左） <u>五</u> （同左）</p>

# 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(清酒の製法品質表示基準等関係・抜粋)

## (酒類の表示の基準)

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

## (酒類の表示に関する命令)

第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、その遵守しなかつた表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの(以下「重要基準」という。)に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

## (国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の三第一項の規定により公正な取引の基準を定めようとするとき(同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。)、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。